

令和7年度外国人留学生等就職・採用支援事業委託仕様書

1 本業務の目的

県内企業における外国人留学生等の高度外国人材の就職を支援することで、県内企業の人手不足解消やグローバル展開を担う人材確保に繋げることを目的とする。

あわせて、県内企業に対し、外国人留学生等の採用への支援や、環境整備や定着のための支援、意識啓発を行うことで、外国人留学生等から選ばれる良質な雇用を創出する。

2 組織体制

本委託業務の全体責任者として、業務の進捗管理、企画運営、県や他の関係機関との連絡調整等を行う者を1名選任すること。

また、本事業を実施するにあたり必要な知識及び経験をもつ人員を配置すること。

3 委託業務内容

委託する業務の内容は、次の(1)から(7)とする。

なお、以下の内容を標準とするが、これを踏まえた上で、上記の目的をより効果的に達成するため、業務内容を追加して提案しても差し支えないものとする。

(1) 県内企業及び外国人留学生等に対する相談体制の整備

県内企業からの外国人留学生等の採用に関する相談や、県内の外国人留学生等及び県内企業への就職可能性のある県外の外国人留学生等からの就職に関する相談に対応できる体制を整備すること。

また、みやぎき外国人サポートセンターをはじめ、県の関係機関や県内大学等からの相談についても対応すること。

(2) 外国人留学生等の雇用を考えている企業への採用支援の実施

外国人留学生等の雇用を考えている企業に対し、採用への支援や、環境整備や定着のための支援、意識啓発を行うこと。また、県内企業の外国人雇用に対する理解促進及び求人開拓を行うこと。支援の内容及び支援目標数については提案事項とする。

(3) 外国人留学生等への就職支援の実施

県内の外国人留学生等及び県内企業への就職可能性のある県外の外国人留学生等に対し、県内企業への就職に当たっての必要な支援を行うこと。支援の内容及び外国人留学生等の支援目標数については提案事項とする。

なお、基本的には在留資格「技術・人文知識・国際業務」での就職に係る支援を行うこととするが、外国人留学生等の希望等に応じて「特定技能」など他の在留資格での就職の支援も行うこと。

(4) 県内企業と外国人留学生等のマッチング支援の実施

県内企業と外国人留学生等が相互理解を深め、また実際の就職につながるよう、必要な支援を行うこと。会社見学会や交流会、インターンシップ等により、県内外の留学生 60 名以上と県内企業との交流の機会を設けること。また、マッチングの目標数を令和8年3月31日までに行った外

国人留学生等と県内企業との面接回数（同一企業による同一学生との面接は初回のみをカウント）45回以上とし、支援の内容及び内定者等の目標数については、提案事項とする。

(5) 県内企業の受入促進及び外国人留学生等の就職促進のためのセミナー等の実施

① 企業向け

外国人留学生等を受け入れている企業や、これから雇用を考えている企業を対象に、円滑かつ適正な受入、受入環境の整備及び人材の定着を促進するためのセミナーを開催すること。

なお、セミナーの内容については提案事項とする。

② 外国人留学生等向け

外国人留学生等の就職促進のため、日本での就職活動の方法やマナー等に関する外国人留学生等の理解を深めるセミナーや、県内の外国人材事例広報誌の配布等による本県の魅力の発信、県内企業でのインターンシップ実施を促進する取組を企画・実施すること。実施する内容については提案事項とする。

(6) 支援企業及び外国人留学生等の事後調査

当事業で支援した企業及び外国人留学生等については、その企業情報及び個人情報を取得し、採用状況等の追跡調査を行う。このため、当該企業及び外国人留学生等へ企業情報の収集・活用に係る同意を得るとともに取扱に十分注意の上、事業期間終了後、速やかに電子データで県に引き渡すこと。

(7) 活動報告

1か月分の活動について、活動実績一覧を作成し、翌月10日までに県に提出すること。

4 その他の要件

(1) 受託者は、業務を企画・運営するに当たり、県と十分な調整を行うこと。

なお、業務内容等の追加や変更等について県から指示等があった場合は、県と受託者が協議の上、委託契約の内容を変更することができる。

(2) 委託業務を円滑に遂行するため、県は、受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。

(3) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議の上、定めるものとする。

(4) 受託者は委託業務内容について、県に成果報告及び成果品（本事業での制作物及び3(6)の電子データ）を提出すること。

(5) 委託業務の実施に当たっては、県民やサービス利用者等の第三者から批判を受けることがないように十分配慮すること。

なお、委託業務の執行に当たり第三者との間に問題が生じた場合は、県と事前に協議の上、速やかに問題の解決を図ること。